

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 有資格監事とは、監事のうち公認会計士又は税理士の資格を有する者をいう。

(5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 代表理事及び常勤理事に対する報酬の総額は年額1,400万円の範囲内とし、各理事に対する報酬額は年額700万円の範囲内において、理事会で定めるものとする。ただし、常勤理事のうち、神戸市から派遣された職員については報酬を支給しない。

2 代表理事を除く非常勤理事の報酬の総額は年額150万円の範囲内とし、理事会又は評議員会出席ごとに10,000円（手取り）を支給する。

3 監事の報酬の総額は年額50万円の範囲内とし、各監事に対する報酬の額は、別表のとおりとする。

4 評議員に対する報酬の総額は年額70万円以内とし、評議員会出席ごとに10,000円（手取り）を支給する。

5 前3項の規定にかかわらず、神戸市職員を兼務する役員等には報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 代表理事及び常勤理事の報酬の支給日は、職員給与規程に定める例による。

2 非常勤理事及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席の都度、支給する。

3 監事の報酬は、監査の実施及び理事会又は評議員会への出席の都度、支給する。

4 役員等が報酬の全部または一部につき自己の金融機関口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第5条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 代表理事及び常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は職員給与規程に定める例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この規程は、協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

別表

監事の区分	報酬額
有資格監事	監査の実施及び理事会又は評議員会への出席の都度、日額30,000円 (手取り)
上記以外	監査の実施及び理事会又は評議員会への出席の都度、日額10,000円 (手取り)